九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第１６７条の６の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和８年３月６日

九十九里地域水道企業団
企業長　鹿　間　陸　郎

１　一般競争に付する事項

（１）業　　務　　名　　水質検査業務委託
（２）業　務　場　所　　東金市松之郷３７６１番地１
（３）一般競争入札　　郵便入札・事後審査方式
（４）履　行　期　間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
（５）業 務 の 概 要

ア　目的

本業務は、水質基準項目及び水質管理目標設定項目等の一部の項目について、検査を外部検査機関に委託して実施し、水道用水の安全性を確保するため、行うものである。

イ　概要

水質検査業務　　１式

（６）予　定　価　格　　落札決定後公表
（７）最低制限価格　　無
（８）入 札 保 証 金　　免除
（９）契 約 保 証 金　　無
(10) 業務費内訳書　　対象としない

※この公告に係る契約について、当企業団の事業は令和８年度より千葉県企業局へ引き継ぐことから、本件の契約についても令和８年４月１日から千葉県企業局へ引き継がれるものとなります。

２　入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

（１）本業務の公告日前に効力を有する令和６・７年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、（大分類）３３・検査・分析、（中分類）２・水質検査について希望の登録がある者。

（２）本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。

（３）本業務の公告日前に千葉県に本店又は支店等（契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。）がある者。

（４）水道法第２０条の４第２項の規定に基づく水質検査機関の登録を受けている者で、且つ、千葉県内に検査施設を有する者。

（５）水質基準項目（５１項目）について、水道ＧＬＰ及びISO/IEC 17025の認定を受けている者。

（６）ISO 9001の認証を受けている者。

（７）厚生労働省精度管理調査結果において、令和４年度から令和６年度の３年間にわたり継続して「第１群」と評価されている者。

（８）千葉県水質検査外部精度管理に、令和４年度から令和６年度の３年間にわたり連続して参加をしている者。

（９）本業務において、業務責任者（開札日現在３か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者。

(10) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は本業務の開札日前６か月以内に手形・小切手を不渡りした者。

イ　会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

ウ　民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

３　開札の場所及び日時

（１）場　　所　　九十九里地域水道企業団第２会議室
　　東金市東金７６９番地２

（２）日　　時　　令和８年３月２５日（水）午前・~~午後~~　　９時３０分

４　設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

５　入札書の郵送方法

（１）郵送方法　　一般書留又は簡易書留

（２）到着期限　　令和８年３月２４日（火）午後５時必着

（３）送 付 先　　〒２８３－０８０２
東金市東金７６９番地２
九十九里地域水道企業団　総務課　管財班行

ア　郵送は外封筒（角形２号程度）及び中封筒（長形３号程度）の２重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書（指定された場合）を入れて封かん（同封されていない場合は入札無効となります。）し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）指定した郵送先

（イ）入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書（指定された場合）在中の旨

（ウ）公告した業務名

（エ）公告した業務場所

（オ）開札日

（カ）入札者の商号又は名称

イ　中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により３箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）入札書在中の旨

（イ）公告した業務名

（ウ）公告した業務場所

（エ）開札日

（オ）入札者の商号又は名称

ウ　入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ　入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書（指定された場合）等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ　開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。
封筒の封は糊付けでお願いします。

6　業務費内訳書の提出

（1）入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア　入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ　業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。

ウ　業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ　入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

（2）業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア　入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ　アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7　入札回数

入札の回数は3回とする。

8　設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でＦＡＸ等により提出してください。

（1）提出期限　　令和８年3月１１日（水）午後５時まで

（2）提 出 先　　九十九里地域水道企業団　総務課　管財班

ＴＥＬ　０４７５－５４－０６３１

ＦＡＸ　０４７５－５４－２０６８

（3）回　　答　　質問に対する回答は令和８年３月１３日（金）にホームページに掲載します。

9　入札の執行

到着期限までに到着した入札書が１通の場合でも、当該入札は執行します。

10　開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11　落札者の決定

（1）予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

　以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

（2）予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。

　ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

（3）再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。

（4）落札候補者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。

　なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（5）再度入札において落札候補者がない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第１４条第１項の規定によるものとする。

12　落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

（1）水道法第２０条の４第２項の規定に基づく水質検査機関の登録を受けていることを証明するもの。併せて、千葉県内に検査施設を有することが確認できるもの。

（2）水質基準項目（５１項目）について、水道ＧＬＰ及びISO/IEC 17025の認定を受けていることを証明するもの。

（3）ISO 9001の認証を受けていることを証明するもの。

（4）厚生労働省の精度管理調査において、令和４年度から令和６年度の３年間にわたり継続して「第１群」であることを証明するもの。

（5）千葉県の水質検査外部精度管理において、令和４年度から令和６年度の３年間にわたり連続して参加をしていることを証明するもの。

（6）業務責任者を確認できるもの。（開札日現在３か月以上の雇用関係の証明含む）

13　その他

（1）上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。

（2）入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。

（3）開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。

（4）入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。

（5）入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

水 質 検 査 業 務 委 託

仕 様 書

九十九里地域水道企業団

目　　次

第１章　総　　則
１　適用範囲..... 2
２　委託業務目的..... 2
３　受注要件..... 2
４　業務実施上の留意事項..... 3
５　業務監督職員..... 4
６　業務責任者..... 4
７　業務計画書..... 4
８　提出書類..... 5
９　業務委託料の支払い方法..... 5

第２章　業務内容
１　概要..... 6
２　定期の水質検査..... 6
３　臨時（緊急時）の水質検査..... 6
４　検査方法等..... 7
５　検査結果の信頼性確保..... 8
６　安全管理..... 9
７　その他..... 9

第１章　総　　則

１　適用範囲

本仕様書は、九十九里地域水道企業団（以下「当企業団」という。）の発注する次の委託業務（以下「本委託業務」という。）に適用するものとし、特に定めなき事項については業務委託契約約款によるものとする。

（１）委託番号　　九水企委令８第５号
（２）委 託 名　　水質検査業務委託
（３）委託場所　　東金市松之郷３７６１番地１　東金浄水場内水質試験棟
（４）委託期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

２　委託業務目的

本委託業務は、千葉県企業局水道用水供給事業水質検査計画に基づき、水質基準項目及び水質管理目標設定項目等の一部の項目について、検査を外部検査機関に委託して実施し、水道用水の安全性を確保することを目的とする。

３　受注要件

本委託業務を受注しようとする検査機関は、以下の受注要件を満たすものとする。

（１）水道法第２０条の４第２項の規定による登録水質検査機関であること。
（２）水質基準項目（５１項目）について、水質検査に関する第三者認証である水道 GLP 及び ISO/IEC17025 の認定を受けていること。
（３）ISO9001 の認証を受けていること。
（４）厚生労働省または環境省精度管理調査結果において、令和４年度から令和６年度の３年間にわたり継続して「第１群」と評価されていること。
（５）千葉県水質検査外部精度管理に、令和４年度から令和６年度の３年間連続して参加をしていること。
（６）用水供給事業として、水質異常等の緊急時には即時対応の必要性があることから、受注するすべての項目について検査を行う事業所（検査施設）の所在地が千葉県内にあること。
（７）次に掲げる各項目の検査及び試験を受注できること。
　ア　水質基準項目
　イ　水質管理目標設定項目
　ウ　クリプトスポリジウム及びジアルジア（以下「クリプトスポリジウム等」という。）
　エ　農薬類
　オ　千葉県地質汚染防止対策ガイドラインに基づく有害物質（２８項目）
　カ　植物プランクトン
（８）必要に応じて次に掲げる調査が可能であること。
　ア　クリプトスポリジウム等に係る流域調査
　イ　水源に係るかび臭濃度調査

ウ　水源に係る植物プランクトン調査

（９）水質基準項目等の検査においては、概ね１週間程度で結果の報告が可能であるとともに、場合によっては速報値の報告が可能であること。

なお、次に掲げる項目については、指定した日までに速報値を報告できること。

ア　浄水のトリハロメタン

報告期限　採水日翌日の午前中まで。

イ　ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール

報告期限　採水日翌日の午前中まで。

ウ　クリプトスポリジウム等

報告期限　採水日翌日の概ね１６時頃まで。

(10) クリプトスポリジウム等の検査においては、クリプトスポリジウム検査の指導機関認定及び指導者の資格を有していること。

(11) 採水者は、水道法第２０条の４による登録水質検査機関の検査員であること。

(12) 受託者は、受注するすべての試料容器及び試料容器ラベルを用意すること。

(13) 緊急時には、平日、土日祝日においても、日中及び夜間ともに即対応がとれること。

なお、土日祝日及び夜間における緊急時の連絡体制については、書面により提出すること。

(14) 緊急時における水質基準項目検査結果は、概ね２４時間程度で報告可能であること。

４　業務実施上の留意事項

（１）業務実施上の基準及び解釈

受託者は、業務委託契約書、業務委託契約約款及び本仕様書に基づき業務を実施するものとするが、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上当然必要と思われるものについては、当企業団の承諾のうえ実施するものとし、解釈に疑義が生じた場合は相互の協議によるものとする。

（２）損害

受託者は、業務実施にあたり当企業団施設に損傷、または浄水処理に支障を与えないよう十分に注意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、直ちに業務監督職員に報告するとともに、その指示に基づき受託者の責任において速やかに原形に復するものとする。

（３）再検査

受託者は、業務監督職員と協議のうえ再検査が必要と認められる場合、再検査を行わなければならない。

（４）立入検査

当企業団職員は、必要に応じて、本委託業務が適正に執行されているか確認するため、検査場所への立ち入り並びに本委託業務に関する検査データ及び作業記録の閲覧を行うことができるものとする。

（５）軽油

本委託業務で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用しなければならない。

また、受託者は、県税事務所がその他機関と合同で行う建設機械及び本委託に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、協力しなければならない。

（６）薬品の使用

受託者は、薬品を使用する場合は、安全データシート（ＳＤＳ）等を確認するとともに、必要に応じて保護具の使用や危険性、有害性の低いものに替えるなどの低減措置を実施すること。

（７）守秘義務

受託者は、業務上知り得た当企業団に関わる情報を、第三者に漏洩し、または自己のために利用してはならない。

（８）個人情報

個人情報の取り扱いについては、別添「個人情報等取扱特記事項」により適切に行わなければならない。

５　業務監督職員

（１）当企業団は、本委託業務における業務監督職員を定め受託者に通知するものとする。

（２）業務監督職員は、受託者に対する指示、協議等の職務を行うものとする。

６　業務責任者

（１）受託者は、契約後直ちに業務責任者を選任し、業務監督職員に届け出るものとする。

（２）業務責任者は、本委託業務全般について連絡調整にあたるものとする。

７　業務計画書

（１）受託者は、契約後１４日以内に業務計画書を作成し、業務監督職員に提出するものとする。

（２）業務計画書には、原則として下記事項を記載するものとする。

ア　業務内容（目的・概要）

イ　分析方法等

ウ　業務分担表

エ　業務工程表

オ　安全対策

カ　緊急時の対応及び体制表

キ　業務連絡体制表

ク　その他、必要事項

８　提出書類

	名　称	部数	提出期限等
一般事項	着手届	1	着手時
	業務責任者選任通知書	1	着手時
	業務責任者経歴書	1	着手時
	業務責任者が受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類	1	着手時
	業務計画書	1	契約後１４日以内
	業務完了通知書	1	業務完了時
受注要件関係	「水道法第 20 条の 4 第 2 項の登録水質検査機関」に登録されている登録番号を表示したもの	1	着手時
	水道 GLP 及び ISO/IEC17025 の認定証の写し	1	着手時
	ISO9001 の認証書の写し	1	着手時
	厚生労働省または環境省精度管理調査結果において、令和４年度から令和６年度の３年間にわたり継続して「第１群」と評価されていることを証明できるもの	1	着手時
	千葉県水質検査外部精度管理に、令和４年度から令和６年度の３年間連続して参加していることを証明できるもの	1	着手時
	クリプトスポリジウム検査の指導機関認定証及び指導者認定証の写し	1	着手時
水質検査関係	標準操作手順書(SOP)の写し	1	契約後１４日以内（改訂の都度）
	水質試験(検査)結果書	1	各検査終了後速やかに
	分析チャート類	1	各検査終了後速やかに
	内部精度管理調査結果	1	実施後速やかに
	妥当性評価結果一覧	1	実施後速やかに
	その他、業務監督職員が指示したもの		

９　業務委託料の支払い方法

業務委託料の支払いは、業務完了後の１回払いとする。

第２章　業務内容

１　概要

本委託業務は、当企業団浄水課水質検査室で実施する水質検査に際し、一部の項目について外部検査機関に委託して実施し、水質基準項目検査、水質管理目標設定項目検査等を補完するものである。

２　定期の水質検査

（１）検査項目及び検査頻度

別紙１～４のとおり。

（２）検査日程及び採水場所

別添　水質検査業務内訳及び別紙５(採水場所)のとおり。

なお、農薬類２回目の検査日については、別途指示するものとする。

（３）試料容器の準備

ア　受託者は、別紙１～４の検査項目に対し、別紙５(採水場所)の採水地点ごとに別紙６(採水の手引き)に示す必要な採水容器及び試薬、容器ラベルを用意する。

イ　採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

（４）採水方法等

ア　別紙６(採水の手引き)のとおり。

イ　試料の採水は、当企業団職員が行う。

（５）試料の受け渡し及び運搬

ア　受託者は、当企業団が指定した日時に、東金浄水場水質試験棟で検査試料を受け取ることとする。

イ　受託者は、受け取った検査試料をクーラーボックス等に入れ冷蔵し、破損防止の措置を施して受託者の検査施設まで速やかに運搬すること。

ウ　検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、「平成１５年厚生労働省告示第２６１号」で１２時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

３　臨時（緊急時）の水質検査

（１）検査項目

検査を行う項目については、当企業団と受託者で協議のうえ決定する。

この場合は、本契約とは別の契約等により行うものとする。

（２）採水日時及び採水地点

当企業団が指示する日時、地点で採水を行う。または、試料の引き渡しを受ける。

（３）試料容器の準備

ア　受託者は、必要な検査項目及び採水地点ごとに必要な採水容器、試薬及び容器ラベルを用意する。

なお、当企業団から引き渡しを受ける場合は、この限りではない。

イ　採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

（４）採水方法等

ア　別紙６(採水の手引き)のとおり。

イ　採水時に異常が認められた場合は、直ちに業務監督職員にその内容を報告する。

（５）試料の運搬

ア　受託者は、検査試料をクーラーボックス等に入れ冷蔵し、破損防止の措置を施して速やかに受託者の検査施設まで運搬すること。

イ　検査機関までの搬入時間は最初の試料採水後、「平成１５年厚生労働省告示第２６１号」で１２時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

（６）緊急時の連絡体制

緊急時においては、迅速な検査が必要になることから、受託者は全日２４時間の緊急連絡体制を整え、緊急時の連絡体制表を書面により提出するものとする。

４　検査方法等

（１）検査方法

ア　水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号〔最終改正を使用〕）により行う。

イ　水質管理目標設定項目は「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号〔最終改正を使用〕）により行う。

ウ　クリプトスポリジウム及びジアルジアは、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」(平成 19 年 3 月 30 日健水発第 0330006 号〔最終改正を使用〕）により行う。

エ　千葉県地質汚染防止対策ガイドライン対象項目は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示 64 号〔最終改正を使用〕）により行う。

オ　試料については、正確な検査結果を得るため前処理を含む原水、送水の同時分析を行わないものとする。

（２）数値の取り扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号〔最終改正を使用〕）に基づき実施するものとする。

また、これに記載のない項目等については、関係法令等に従うものとする。

（３）速報値の報告

ア　水質基準項目等の検査においては、概ね１週間程度で結果の報告をするとともに場合によっては、速報値の報告をすること。

イ　以下の項目については、指定をした日までに速報値を報告すること。

(ｱ)　浄水のトリハロメタン

報告期限　採水日翌日の午前中まで

(ｲ)　ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール
　　報告期限　採水日翌日の午前中まで
(ｳ)　クリプトスポリジウム及びジアルジア
　　報告期限　採水日翌日の概ね１６時頃まで

ウ　上述以外の検査項目については、業務監督職員の指示する期日までに報告すること。

エ　緊急時における水質基準項目の結果は、検査機関搬入後、概ね２４時間程度で報告すること。

オ　水質検査結果の値が、法令等で定める基準値を超過又は超えるおそれがあることが判明したとき、また前回の検査結果よりも著しく掛け離れた数値を生じた場合は、直ちに業務監督職員に連絡すること。

（４）再検査

当企業団は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。

なお、この場合の費用は当企業団と受託者が協議のうえ決定する。

（５）器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう充分に洗浄したうえで使用すること。

５　検査結果の信頼性確保

受託者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、業務監督職員の要請に応じて、その記録を速やかに提出すること。

（１）検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い記録すること。

（２）作業記録

受託者は、実際の作業においても標準作業手順書に沿った記録を行うこと。

（３）機器の整備

受託者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録すること。

また、常に適正な分析値が得られるよう機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け記録すること。

（４）内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上及び検査担当者が変更するごとに実施し記録すること。

（５）検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について業務監督職員の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から１ヶ月間（土日祝日を含む。）とし、廃棄日を記録すること。

なお、保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受託者が廃棄すること。

（６）検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について、業務監督職員の指示及び了解があった場合を除き、５年間保存とする。

（７）受託者への立入検査

上記（１）～（６）の事項及び設備状況等について確認するため、当企業団は受託者への立入検査を実施できるものとする。

６　安全管理

（１）受託者は、本委託業務に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

（２）本委託業務施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を業務監督職員に報告すること。

７　その他

（１）契約締結後、直ちに業務監督職員と打合せを行うこと。

（２）本仕様書に定めなき事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、業務監督職員の指示に従うこと。

令和８年度　検査項目及び検査頻度（配水場系計7検体）　　別紙１

区分	番号	項　　目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質基準項目	1	一般細菌													
	2	大腸菌													
	3	カドミウム及びその化合物													
	4	水銀及びその化合物													
	5	セレン及びその化合物													
	6	鉛及びその化合物													
	7	ヒ素及びその化合物													
	8	六価クロム化合物													
	9	亜硝酸態窒素													
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○			○			4
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素													
	12	フッ素及びその化合物													
	13	ホウ素及びその化合物													
	14	四塩化炭素													
	15	1,4-ジオキサン													
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													
	17	ジクロロメタン													
	18	テトラクロロエチレン													
	19	トリクロロエチレン													
	20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）	○			○			○			○			4
	21	ベンゼン													
	22	塩素酸													
	23	クロロ酢酸	○			○			○			○			4
	24	クロロホルム													
	25	ジクロロ酢酸	○			○			○			○			4
	26	ジブロモクロロメタン													
	27	臭素酸	○			○			○			○			4
	28	総トリハロメタン													
	29	トリクロロ酢酸	○			○			○			○			4
	30	ブロモジクロロメタン													
	31	ブロモホルム													
	32	ホルムアルデヒド	○			○			○			○			4
	33	亜鉛及びその化合物													
	34	アルミニウム及びその化合物													
	35	鉄及びその化合物													
	36	銅及びその化合物													
	37	ナトリウム及びその化合物													
	38	マンガン及びその化合物													
	39	塩化物イオン													
	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）													
	41	蒸発残留物													
	42	陰イオン界面活性剤	○			○			○			○			4
	43	ジェオスミン													
	44	2-メチルイソボルネオール													
	45	非イオン界面活性剤	○			○			○			○			4
	46	フェノール類	○			○			○			○			4
	47	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）													
	48	ｐＨ値													
	49	味													
	50	臭気													
	51	色度													
	52	濁度													
水質管理目標設定項目	1	アンチモン及びその化合物													
	2	ウラン及びその化合物													
	3	ニッケル及びその化合物													
	5	1,2-ジクロロエタン													
	8	トルエン													
	9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	○			○			○			○			4
	13	ジクロロアセトニトリル	○			○			○			○			4
	14	抱水クロラール	○			○			○			○			4
	19	遊離炭酸	○			○			○			○			4
	20	1,1,1-トリクロロエタン													
	21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)													
	23	臭気強度(TON)													
	27	腐食性（ランゲリア指数）	○			○			○			○			4
	28	従属栄養細菌													
	29	1,1-ジクロロエチレン													

令和８年度　検査項目及び検査頻度（浄水場系）

区分	番号	項　　目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質基準項目	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	32 (8検体×4回)
	20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）													
	23	クロロ酢酸	光送水	東金送水	長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	光送水	東金送水	長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	光送水	東金送水	長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	光送水	東金送水	長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	16 (4検体×4回)
	25	ジクロロ酢酸													
	27	臭素酸													
	29	トリクロロ酢酸													
	32	ホルムアルデヒド													
	42	陰イオン界面活性剤	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	32 (8検体×4回)
	45	非イオン界面活性剤													
	46	フェノール類													
水質管理目標設定項目	9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	32 (8検体×4回)
	13	ジクロロアセトニトリル	光送水	東金送水	長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	光送水	東金送水	長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	光送水	東金送水	長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	光送水	東金送水	長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	16 (4検体×4回)
	14	抱水クロラール													
	15	農薬類※別紙３参照	―	―	光原水 光送水	―	光原水 光送水	―	―	―	―	―	―	―	4 (2検体×2回)
	19	遊離炭酸	光送水	東金送水	長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	光送水	東金送水	長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	光送水	東金送水	長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	光送水	東金送水	長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	16 (4検体×4回)
	23	臭気強度(TON)	粟嶋橋 光原水	東金原水	長柄原水	粟嶋橋 光原水	東金原水	長柄原水	粟嶋橋 光原水	東金原水	長柄原水	粟嶋橋 光原水	東金原水	長柄原水	16 (4検体×4回)
	27	腐食性（ランゲリア指数）	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	粟嶋橋 光原水 光送水	東金原水 東金送水	長柄原水 長柄Ⅰ送水 長柄Ⅱ送水	32 (8検体×4回)
その他の項目		嫌気性芽胞菌	光原水	東金原水	長柄原水	光原水	東金原水	長柄原水	光原水	東金原水	長柄原水	光原水	東金原水	長柄原水	12 (3検体×4回)
		トリハロメタン生成能	粟嶋橋	―	―	粟嶋橋	―	―	粟嶋橋	―	―	粟嶋橋	―	―	4 (1検体×4回)
		クリプトスポリジウム等 （クリプトスポリジウム及びジアルジア） （原水 10L、沈澱水 20L）	光原水 光沈澱水	東金原水 東金沈澱水	長柄原水 長柄Ⅰ沈澱水 長柄Ⅱ沈澱水	光原水 光沈澱水	東金原水 東金沈澱水	長柄原水 長柄Ⅰ沈澱水 長柄Ⅱ沈澱水	光原水 光沈澱水	東金原水 東金沈澱水	長柄原水 長柄Ⅰ沈澱水 長柄Ⅱ沈澱水	光原水 光沈澱水	東金原水 東金沈澱水	長柄原水 長柄Ⅰ沈澱水 長柄Ⅱ沈澱水	28 (7検体×4回)
		東金浄水場排出水（33項目）※別紙４参照	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	―	1 (1検体×1回)

令和８年度　検査項目及び検査頻度（浄水場系）

区分	番号	項　　目	４月・７月・１０月・１月			５月・８月・１１月・２月		６月・９月・１２月・３月			合計
			粟嶋橋	光原水	光送水	東金原水	東金送水	長柄原水	長柄Ⅰ送水	長柄Ⅱ送水	
水質基準項目	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	32 (8検体×4回)
	20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23	クロロ酢酸			○		○		○	○	16 (4検体×4回)
	25	ジクロロ酢酸			○		○		○	○	
	27	臭素酸			○		○		○	○	
	29	トリクロロ酢酸			○		○		○	○	
	32	ホルムアルデヒド			○		○		○	○	
	42	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	32 (8検体×4回)
	45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	
	46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	
水質管理目標設定項目	9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	○	○	○	○	○	○	○	○	32 (8検体×4回)
	13	ジクロロアセトニトリル			○		○		○	○	16 (4検体×4回)
	14	抱水クロラール			○		○		○	○	
	15	農薬類※別紙３参照		６月・８月	６月・８月						4 (2検体×2回)
	19	遊離炭酸			○		○		○	○	16 (4検体×4回)
	23	臭気強度(TON)	○	○		○		○			16 (4検体×4回)
	27	腐食性（ランゲリア指数）	○	○	○	○	○	○	○	○	32 (8検体×4回)
その他の項目		嫌気性芽胞菌		○		○		○			12 (3検体×4回)
		トリハロメタン生成能	○								4 (1検体×4回)
		クリプトスポリジウム		○	沈澱水	○	沈澱水	○	沈澱水	沈澱水	28 (7検体×4回)
		ジアルジア		○	沈澱水	○	沈澱水	○	沈澱水	沈澱水	
		東金浄水場排出水（33項目）※別紙４参照									1 (1検体×1回)

令和８年度　農薬類検査項目内訳（光原水・光送水）　　別紙３

番号	農　薬　名	第１回	第２回
1	1,3-ジクロロプロペン（D-D）	○	○
2	2,2-DPA(ダラポン)	○	○
3	2,4-D（2,4-PA）	○	○
4	EPN	○	○
5	MCPA	○	○
6	アシュラム	○	○
7	アセフェート	○	○
8	アトラジン	○	○
9	アニロホス	○	○
10	アミトラズ	○	○
11	アラクロール	○	○
12	イソキサチオン	○	○
13	イソフェンホス	○	○
14	イソプロカルブ(MIPC)	○	○
15	イソプロチオラン(IPT)	○	○
16	イプフェンカルバゾン	○	○
17	イプロベンホス(IBP)	○	○
18	イミノクタジン	○	○
19	インダノファン	○	○
20	エスプロカルブ	○	○
21	エトフェンプロックス	○	○
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	○	○
23	オキサジクロメホン	○	○
24	オキシン銅(有機銅)	○	○
25	オリサストロビン	○	○
26	カズサホス	○	○
27	カフェンストロール	○	○
28	カルタップ	○	○
29	カルバリル(NAC)	○	○
30	カルボフラン	○	○
31	キノクラミン(ACN)	○	○
32	キャプタン	○	○
33	クミルロン	○	○
34	グリホサート	○	○
35	グルホシネート	○	○
36	クロメプロップ	○	○
37	クロルニトロフェン(CNP)	○	○
38	クロルピリホス	○	○
39	クロロタロニル(TPN)	○	○
40	シアナジン	○	○
41	シアノホス(CYAP)	○	○
42	ジウロン(DCMU)	○	○
43	ジクロベニル(DBN)	○	○
44	ジクロルボス(DDVP)	○	○
45	ジクワット	○	○
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	○	○
47	ジチオカルバメート系農薬	○	○
48	ジチオピル	○	○
49	シハロホップブチル	○	○
50	シマジン(CAT)	○	○
51	ジメタメトリン	○	○
52	ジメトエート	○	○
53	シメトリン	○	○
54	ダイアジノン	○	○
55	ダイムロン	○	○
56	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート	○	○
57	チアジニル	○	○
58	チウラム	○	○

番号	農　薬　名	第１回	第２回
59	チオジカルブ	○	○
60	チオファネートメチル	○	○
61	チオベンカルブ	○	○
62	テフリルトリオン	○	○
63	テルブカルブ(MBPMC)	○	○
64	トリクロピル	○	○
65	トリクロルホン(DEP)	○	○
66	トリシクラゾール	○	○
67	トリフルラリン	○	○
68	ナプロパミド	○	○
69	パラコート	○	○
70	ピペロホス	○	○
71	ピラクロニル	○	○
72	ピラゾキシフェン	○	○
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	○	○
74	ピリダフェンチオン	○	○
75	ピリブチカルブ	○	○
76	ピロキロン	○	○
77	フィプロニル	○	○
78	フェニトロチオン(MEP)	○	○
79	フェノブカルブ(BPMC)	○	○
80	フェリムゾン	○	○
81	フェンチオン(MPP)	○	○
82	フェントエート(PAP)	○	○
83	フェントラザミド	○	○
84	フサライド	○	○
85	ブタクロール	○	○
86	ブタミホス	○	○
87	ブプロフェジン	○	○
88	フルアジナム	○	○
89	プレチラクロール	○	○
90	プロシミドン	○	○
91	プロチオホス	○	○
92	プロピコナゾール	○	○
93	プロピザミド	○	○
94	プロベナゾール	○	○
95	ブロモブチド	○	○
96	ベノミル	○	○
97	ペンシクロン	○	○
98	ベンゾビシクロン	○	○
99	ベンゾフェナップ	○	○
100	ベンタゾン	○	○
101	ペンディメタリン	○	○
102	ベンフラカルブ	○	○
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	○	○
104	ベンフレセート	○	○
105	ホスチアゼート	○	○
106	マラチオン(マラソン)	○	○
107	メコプロップ(MCPP)	○	○
108	メソミル	○	○
109	メタラキシル	○	○
110	メチダチオン(DMTP)	○	○
111	メトミノストロビン	○	○
112	メトリブジン	○	○
113	メフェナセット	○	○
114	メプロニル	○	○
115	モリネート	○	○
	合計	115	115

令和８年度　東金浄水場排出水検査項目内訳　　別紙４

採水は当企業団職員が行い、東金浄水場で検査試料の受け渡しを行う。
試料容器の準備及び検査試料の運搬は受託者が行う。

区分	番号	項　　目	年１回
千葉県地質汚染防止対策ガイドラインに基づく有害物質	1	カドミウム及びその化合物	○
	2	シアン化合物	○
	3	有機りん化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	○
	4	鉛及びその化合物	○
	5	六価クロム化合物	○
	6	砒素及びその化合物	○
	7	水銀及びアルキル水銀その他の化合物	○
	8	ポリ塩化ビフェニル	○
	9	トリクロロエチレン	○
	10	テトラクロロエチレン	○
	11	ジクロロメタン	○
	12	四塩化炭素	○
	13	1，2－ジクロロエタン	○
	14	1，1－ジクロロエチレン	○
	15	1，2－ジクロロエチレン	○
	16	1，1，1－トリクロロエタン	○
	17	1，1，2－トリクロロエタン	○
	18	1，3－ジクロロプロペン	○
	19	チウラム	○
	20	シマジン	○
	21	チオベンカルブ	○
	22	ベンゼン	○
	23	セレン及びその化合物	○
	24	ほう素及びその化合物	○
	25	ふっ素及びその化合物	○
	26	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	○
	27	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー）	○
	28	1，4－ジオキサン	○
その他項目	29	水素イオン濃度	○
	30	生物化学的酸素要求量（BOD）	○
	31	化学的酸素要求量（COD）	○
	32	塩化物イオン	○
	33	電気伝導率	○

別紙５

採　水　場　所

１　光浄水場系

(1)　浄水場施設

ア　光取水場	山武郡横芝光町宝米１７５１番地
イ　光浄水場	山武郡横芝光町傍示戸１０２６番地

(2)　配水場

ア　八日市場配水場	匝瑳市生尾１０番地
イ　光配水場	山武郡横芝光町傍示戸１０２９番地
ウ　松尾配水場	山武市松尾町蕪木８３１番地１

２　東金浄水場系

(1)　房総導水路

ア　東金分水工	東金市松之郷３６９５番地３

(2)　浄水場施設

ア　東金浄水場	東金市松之郷３７６１番地１

(3)　配水場

ア　東金配水場	東金市大豆谷７８７番地１
イ　大網配水場	大網白里市小西９２５番地２

３　長柄浄水場系

(1)　浄水場施設

ア　長柄取水場Ⅰ	市原市古都辺５９１番地３
イ　長柄取水場Ⅱ	市原市古都辺６０３番地
ウ　長柄浄水場	長生郡長柄町山之郷４８３番地２７

(2)　配水場

ア　真名配水場	茂原市真名１７２０番地
イ　大沢配水場	茂原市大沢１２２５番地

別紙６

採　水　の　手　引　き

1　試料の採水方法

試料の採水は、当企業団職員が行う。臨時検査の場合は、別途協議により決定する。

(1)　給水栓

５分間以上流水後、採水を行う。

※鉛管は使用していないので、鉛の採水は滞留法で行わない。

(2)　給水栓以外

給水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製等の採水器具（2L以上）により行う。

なお、検査用試料は、採水器具を充分に原水で共洗い後のものを使用する。

2　現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、５分間以上流水後に実施する。

残留塩素が検出されない場合は、引き続き５分間流出させ実施する。

3　採水瓶

水質検査項目により下表の採水瓶を使用する。

水質検査項目		採水瓶の種類	採水容量等	備　考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100mL以上（満水）	5L用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	（指定なし）	120mL以上	*ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張のキャップ付きねじ口ガラス瓶	40mL以上（満水）	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	（指定なし）	100mL以上（満水）	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL以上（満水）	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL以上（満水）	速やかに、硝酸添加
7	陰イオン類・塩素酸用	（指定なし）	50mL以上（満水）	*採水時、EDA添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上（満水）	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、アスコルビン酸添加
9	ハロ酢酸用	テフロン内張のキャップ付きねじ口ガラス瓶	50mL以上（満水）	*採水時、アスコルビン酸添加
10	2-MIB・ジェオスミン用		100mL以上（満水）	
11	ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール用		50mL以上（満水）	
12	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	1000mL以上（満水）	採水時、亜硫酸水素ナトリウム添加
13	ＴＯＣ、臭気・味用	ガラス瓶	300mL以上（満水）	
14	PFOS及びPFOA用	ポリプロピレン瓶	250mL以上（満水）	精製水で洗浄後、アセトンで事前洗浄し、乾燥
15	フタル酸ジ用	ガラス瓶	500mL以上（満水）	
16	腐食性用	ガラス瓶	500mL以上（満水）	
17	腐食性用（金属類の実施の場合は不要）	ポリエチレン瓶	1000mL以上（満水）	速やかに、硝酸添加
18	クリプトスポリジウム、ジアルジア用	（指定なし）	原水10L以上 浄水20L以上	

* 印の項は、原水の場合は不必要

テフロン：ポリテトラフルオロエチレンの商品名の一つ

ハイポ：チオ硫酸ナトリウム俗称

ＥＤＡ：エチレンジアミンの略

水質検査業務内訳（令和８年４月）

1　検査日
(1)　令和　８　年　４　月　８　日（水）　（配水場系検査）
(2)　令和　８　年　４　月１５日（水）　（浄水場系検査）

2　検査場所及び項目等
(1)　配水場系検査（別紙１参照）
　場所　：　八日市場配水場、光配水場、松尾配水場、東金配水場、大網配水場、真名配水場、大沢配水場
　　（各１検体・計７検体）
　項目　：　水質基準項目（10項目）・水質管理目標設定項目（５項目）
　【水質基準項目】
　① シアン化物イオン及び塩化シアン
　② ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）
　③ クロロ酢酸
　④ ジクロロ酢酸
　⑤ トリクロロ酢酸
　⑥ 臭素酸
　⑦ ホルムアルデヒド
　⑧ 陰イオン界面活性剤
　⑨ 非イオン界面活性剤
　⑩ フェノール類
　【水質管理目標設定項目】
　① フタル酸ジ（２-エチルヘキシル）
　② ジクロロアセトニトリル
　③ 抱水クロラール
　④ 遊離炭酸
　⑤ 腐食性（ランゲリア指数）

(2)　浄水場系検査（別紙２－１、２－２参照）
　ア　場所　：　粟嶋橋（１検体）
　　項目　：　水質基準項目（５項目）・水質管理目標設定項目（３項目）・その他の項目（１項目）
　　【水質基準項目】
　　① シアン化物イオン及び塩化シアン
　　② ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）
　　③ 陰イオン界面活性剤
　　④ 非イオン界面活性剤
　　⑤ フェノール類
　　【その他の項目】
　　① トリハロメタン生成能
　　【水質管理目標設定項目】
　　① フタル酸ジ（２-エチルヘキシル）
　　② 臭気強度（TON）
　　③ 腐食性（ランゲリア指数）

　イ　場所　：　光浄水場原水（１検体）
　　項目　：　水質基準項目（５項目）・水質管理目標設定項目（３項目）・その他の項目（３項目）
　　【水質基準項目】
　　① シアン化物イオン及び塩化シアン
　　② ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）
　　③ 陰イオン界面活性剤
　　④ 非イオン界面活性剤
　　⑤ フェノール類
　　【その他の項目】
　　① 嫌気性芽胞菌
　　② クリプトスポリジウム
　　③ ジアルジア
　　【水質管理目標設定項目】
　　① フタル酸ジ（２-エチルヘキシル）
　　② 臭気強度（TON）
　　③ 腐食性（ランゲリア指数）

　ウ　場所　：　光浄水場送水（１検体）
　　項目　：　水質基準項目（10項目）・水質管理目標設定項目（５項目）
　　【水質基準項目】
　　① シアン化物イオン及び塩化シアン
　　② ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）
　　③ クロロ酢酸
　　④ ジクロロ酢酸
　　⑤ トリクロロ酢酸
　　⑥ 臭素酸
　　⑦ ホルムアルデヒド
　　⑧ 陰イオン界面活性剤
　　⑨ 非イオン界面活性剤
　　⑩ フェノール類
　　【水質管理目標設定項目】
　　① フタル酸ジ（２-エチルヘキシル）
　　② ジクロロアセトニトリル
　　③ 抱水クロラール
　　④ 遊離炭酸
　　⑤ 腐食性（ランゲリア指数）

エ　場所　：　光浄水場沈澱水（１検体）
　　項目　：　その他の項目（２項目）
　　【その他の項目】
　　① クリプトスポリジウム
　　② ジアルジア

（案）

収　入　印　紙

割印

業 務 委 託 契 約 書

１．委託業務の名称

２．履　行　期　限

３．業 務 委 託 料
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）

４．契 約 保 証 金

上記の委託業務について、発注者と受注者　　とは、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（A）この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

（B）この契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。

〔注〕（A）は紙の契約書を採用する場合、（B）は電子契約を採用する場合に使用する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者　　住　所

氏　名　　印

受　注　者　　住　所

氏　名　　印

（総　　則）

第１条　受注者は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

２　前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

（指示等及び協議の書面主義）

第１条の２　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務主任技術者または業務責任者）

第２条　受注者は、業務の履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者または業務責任者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、発注者に通知するものとする。

（業務工程表）

第３条　受注者は、契約締結の際業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、業務工程表を遅滞なく審査し、不適当と認められる場合は受注者と協議するものとする。

（契約の保証）

第４条　（削除）

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

２　発注者は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

３　受注者が前払金の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括再委託等の禁止）

第６条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（監督職員）

第７条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

２　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限

とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務主任技術者に対する業務に関する指示

(2)　この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3)　この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務主任技術者との協議

(4)　業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（委託業務の調査等）

第８条　発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第９条　発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2　前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は必要な経費を負担しなければならない。

（期限の延長）

第 10 条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。発注者は、その履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第 11 条　委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

（検査及び引渡し）

第 12 条　受注者は、委託業務を完了したときは遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2　発注者は前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3　前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは受注者は遅滞なく当該補正を行い発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項の規定を準用する。

4　受注者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すもの

とする。

（委託料の支払い）

第 13 条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

２　発注者は前項の支払請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

（前　金　払）

第 14 条　（削除）

（部　分　払）

第 15 条　委託業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは委託業務の出来形部分に相応する業務委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は業務期間中（　　）回を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る委託の完了部分の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は遅滞なくその確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

$$\text{部分払金の額} \leqq \text{第1項の業務委託料相当額} \times \left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{業務委託料}}\right]$$

４　受注者は、第２項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は当該請求のあった日から起算して 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

５　前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第３項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託代金額を控除した額」とするものとする。

（契約不適合責任）

第 16 条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第 17 条　発注者は、引き渡された成果物に関し、第 12 条第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から３年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求

等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
3　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
4　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
5　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
6　民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
7　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
8　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（発注者の任意解除権）

第 18 条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 18 条の３の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 18 条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1)　第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
(2)　正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
(3)　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
(4)　正当な理由なく、第 16 条第１項の履行の追完がなされないとき。
(5)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 18 条の３　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1)　この契約に関して公正取引委員会が、受注者（受注者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
(2)　この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。
(3)　第５条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
(4)　第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用し

たとき。
(5)　この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
(6)　受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(7)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(8)　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(9)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(10)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
(11)　第 19 条又は第 19 条の２の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(12)　受注者が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条の４　第18条の２各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 18 条の５　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
(1)　履行期間内に業務を完了することができないとき。
(2)　この契約の成果物に契約不適合があるとき。
(3)　第 18 条の２又は第 18 条の３の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
(4)　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第 18 条の２又は第 18 条の３の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
(2)　成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰する
ことができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における九十九里地域水道企業団財務規程（平成３年４月１日管理規程第２号）第 165 条第１項に規定する違約金の率で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

６　第２項の場合（第 18 条の３第１号、第２号、第 10 号及び第 12 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の催告による解除権）

第 19 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 19 条の２　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1)　第９条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。
(2)　第９条の規定による業務の中止の期間が履行期間の 10 分の５（履行期間の 10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条の３　第 19 条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求等）

第 19 条の４　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
(1)　第 19 条又は第 19 条の２の規定によりこの契約が解除されたとき。
(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第 13 条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止

等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第 20 条　発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の出来形部分（以下「既履行部分」という。）が可分のものである場合は検査の上当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

２　前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第 21 条　この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 14 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 18 条の２、第 18 条の３又は第 18 条の５第３項の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、第 18 条の５第５項に規定する率で計算した額の利息を付した額を、第 18 条、第 19 条又は第 19 条の２の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第１項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 14 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を前条第２項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 18 条の２、第 18 条の３又は第 18 条の５第３項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、第 18 条の５第５項に規定する率で計算した額の利息を付した額を、第 18 条、第 19 条又は第 19 条の２の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

３　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第１項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第６条第３項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

５　前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1)　業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第 18 条の２、第 18 条の３又は第 18 条の５第３項によるときは受注者が負担し、第 18 条、第 19 条又は第 19 条の２によるときは発注者が負担する。

(2)　調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等受注者が負担する。

６　第４項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第１号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

［注］　第４項から第６項までは、現場調査業務を委託する場合に規定する条項である。

７　第３項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解

除が第 18 条の２、第 18 条の３又は第 18 条の５第３項によるときは発注者が定め、第 18 条、第 19 条又は第 19 条の２の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段及び第４項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

［注］　下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。

８　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第22条　受注者は、第18条の３第１号又は第２号のいずれかに相当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第１号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（業務妨害又は不当要求に対する措置）

第 23 条　受注者は、委託業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

暴力団等（暴力団対策法第２条に規定するものをいう。）から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（遵守義務違反）

第 24 条　発注者は、受注者が前条に違反した場合は、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年九十九里地域水道企業団告示第 11 号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

（秘密の保持等）

第 25 条　受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受注者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第 26 条　受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（データの保護）

第 27 条　（削除）

（準　　用）

第 28 条　令和８年４月１日以降については、第 18 条の５第５項中「九十九里地域水道企業団財務規程（平成３年４月１日管理規程第２号）第 165 条第１項」とあるのは「千葉県企業局財務規程（昭和 39 年千葉県水道局管理規程第６号）第 171 条第１項」と、第 24 条中「九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年九十九里地域水道企業団告示第 11 号）」とあるのは「千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年６月１日施行）」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項に規定するほか、令和８年４月１日以降については、本契約書記載の「九十九里地

域水道企業団」とあるのは「千葉県企業局」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（法令遵守）

第 29 条　受注者は、業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

（補　　則）

第 30 条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第２　事務従事者への周知及び監督

（事務従事者への監督）

１　乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

（事務従事者への周知）

２　乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

⑴　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと

⑵　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第３　個人情報の取扱い

（収集の制限）

１　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

（秘密の保持）

２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（漏えい、滅失及びき損の防止等）

３　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

（持ち出しの制限）

４　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の制限）

５　乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

（複写又は複製の制限）

６　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第４　再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第５　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第６　情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成１４年３月１５日制定）５（１）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第７　機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第８　甲の調査、指示等

（調査、指示等）

１　甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（公表）

２　甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第９　契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(1)　乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき

(2)　乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

1　「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

2　委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（談合その他の不正行為に係る解除）

第２条　九十九里地域水道企業団（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（２）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　乙は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の１０分の１に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　本条第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第３条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第１項第１号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（３）乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（４）乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（５）乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は（１）から（４）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（６）乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

２　乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　乙は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の１０分の１に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　本条第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第５条　乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

（準用）

第６条　令和８年４月１日以降については、第２条中「九十九里地域水道企業団」とあるのは「千葉県」と読み替えて、これらの規定を準用する。